

## 大きい賃金の男女格差

日本の雇用労働者の賃金の男女格差は、先進国の中で最も大きく、国連の女性差別撤廃委員会やILO（国際労働機関）から、何度も賃金の男女格差を解消するようにと、勧告されています。パートを除いても、きまって支給する賃金の男女格差は六六・五％。パートタイム女性の時間当たり賃金は、一般女性労働者の時間当たり賃金の六四・九％で、この格差は、パートタイムが増えるにつれてどんどん拡大し、昭和五十五年には七六・二％だったものが平成十四年には六四・九％になっています。これは賞与を除いた賃金の格差ですが、賞与を入れると、五四％になってしまいます。

働く女性が増えたといっても、こんなに低い賃金のパートタイムばかりが増えているのです。その理由は、出産・子育て後の女性が再就職したいと思ったとき、パートしかないのが実情であり、かりに正社員の就職口があっても、残業や転勤があり、子育てしながら働くのは無理だからです。

## アンペイドワーク

会社は、家事や子育てしている女性は一人前の働きができないから、パートで安い賃金で当り前と言います。

でも、家事や育児・老人介護（これらをひっくるめて家事労働と言います）、それに地域の活動がなければ、この社会

は成り立ちません。外で働いて賃金をもらう社会的労働も必要ですが、家事労働も負けないくらい重要です。この大事な仕事を、これまで全部女性に無償で担わせてきて、この社会は成り立ってきました。これをアンペイドワークと言います。会社も、女性が子どもを産み、育てなければ次の労働力を確保できないのに、女性には家事や子育てをするのだからと、再就職の女性を安く、しかも不安定な期間づきの雇用で使い捨てにしてきました。新卒の女性に対しても、女性はどうせ結婚や出産で辞めるのだから、単純・補助業務にしかつけないでもいいと、会社は女性を仕事や昇進で差別し、賃金の男女格差を拡大してきました。

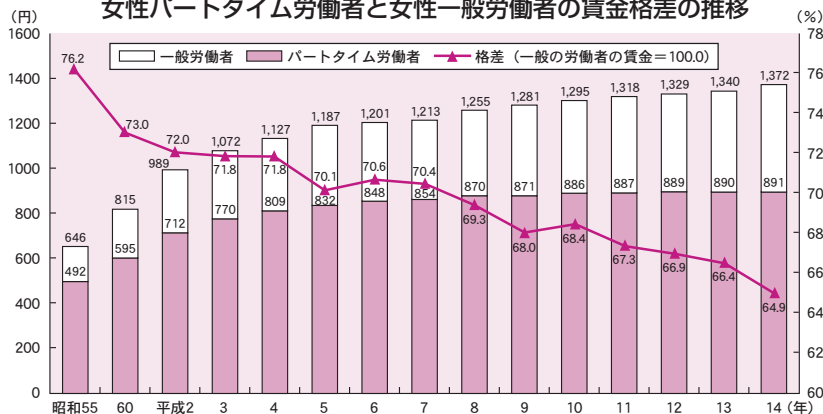
結局、女性にアンペイドワークを負担させることで、職場の男女差別は維持されてきたのです。女性の側でも、結婚・出産は大事だから、男性と同じように働けなくてもいいという意識があるのも事実ですが、それは女性の職業意識が低いからでしょうか。

## 男性の働き方

今の男性の働き方は大変です。一か月当りの残業が八〇時間を超える男性の割合がこの十年間に増え続け、昨年二・四％となり、とくに子育て期の三十代前半では二七・一％と、四人に一人になりました。月八〇時間の残業は厚生労働省が労災認定基準で過労死との因果関係が強

いとした時間です。こういう働き方では、家事や育児を担うどころか、過労死を心配しなければなりません。過労死だけでなく働き過ぎが原因の自殺も増え続けています。子育て中の女性がこんな男性と同じように働けるわけはなく、こんな働き方をしたくないと思うのも当然です。過労死するほど働くか、それともパートで低賃金・不安定な働き方をするか、この二つしか選択肢がないということは、とてもおかしなことです。女性も男性も、

女性パートタイム労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移

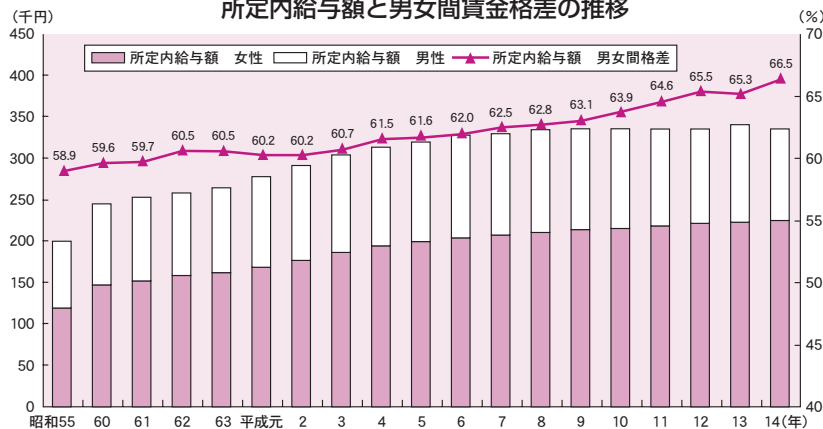


資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注）一般労働者の1時間当たりの平均所定内給与額は次式により算出した。

1時間当たりの平均所定内給与額=平均所定内給与額÷平均所定内実労働時間数

所定内給与額と男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## 女性差別撤廃条約

一九七九年、国連総会で女性差別撤廃条約が採択されました。この条約は、前文で、家族の福祉や社会の発展に対する

仕事と家庭を両立させながら、ゆとりをもって、平等に働くことを目指したいと思えます。それは決して夢物語ではなく、世界の流れは、アメリカと日本を除いて、その方向に向かい、みんなが努力しているのです。